

# 介護老人保健施設 やまぶき 介護予防運営規程

## 第1章 総則 (趣旨)

- 第1条 この規程は、医療法人社団中嶋会が開設する介護老人保健施設やまぶき(以下「やまぶき」という)が、次の事業を運営するために必要とする事項を定めるものとする。
- 一 介護予防短期入所療養介護事業(以下「介護予防短期入所」という)
  - 二 介護予防通所リハビリテーション事業(以下「介護予防通所リハビリ」という)

## (事業目的)

- 第2条 前条各号に掲げる事業の目的は次のとおりとする。
- 一 介護予防短期入所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 二 介護予防通所リハビリは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持・向上を図り、生きがいの尊重、QOLの向上を目指すものとする。

## (運営方針)

- 第3条 やまぶきは、やまぶきを利用する者(以下「利用者」という)の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って第1条一号乃至二号の事業サービス(以下「施設サービス等」という)を提供しなければならない。
- 2 やまぶきは、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視して、地域との交流に積極的に努めるものとする。
  - 3 やまぶきは、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険各種指定事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
  - 4 やまぶきは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 やまぶきは、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (説明及び同意)

- 第4条 やまぶきの従業員は、施設サービス等の提供にあたり、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をして同意を得なければならない。

## (身体拘束の禁止)

- 第5条 やまぶきは、利用者に対する施設サービス等の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - 3 やまぶきは、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
    - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(秘密の保持)

第6条 やまぶきの従業者又は従業者であった者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。

- 2 やまぶきは、利用者の氏名等の個人情報 that 第三者に漏れることのないように個人情報保護法に定める事項を守らなければならない。ただし、利用者の容態が急変したとき、迅速に対応するために必要とする療養室入口の名字と顔写真は利用者の合意を得て掲示することができる。

(名称等)

第7条 やまぶきの名称等は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 やまぶき  
二 所在地 前橋市小屋原町 977-3

第2章 定員及び従業者

(定員)

第8条 やまぶきの短期入所及び介護予防短期入所の入所定員（又は利用定員）は、5名とする。但し緊急時利用等、理事長が必要欠くべからずものと判断した場合はこの限りではない。

- 2 やまぶきの通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員は、1単位45名とする。

(従業者の職種、その内容及び員数)

第9条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1.0名(常勤換算)以上  
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- (3) 薬剤師 0.3名(常勤換算)以上  
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。
- (4) 看護職員 8.0名(常勤換算)以上  
看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
- (5) 介護職員 26.0名(常勤換算)以上  
介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (6) 支援相談員 1.3名(常勤換算)以上  
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5.0名(常勤換算)以上  
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。
- (8) 栄養士又は管理栄養士 2.0名(常勤換算)以上  
栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
- (9) 介護支援専門員 1.0名(常勤換算)以上  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

第3章 サービスの内容及び費用の額

(施設サービス等の内容)

第10条 やまぶきで提供する施設サービス等の内容は、次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画、短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、介護予防短期入所療養介護計画（おおむね4日以上継続して利用する場合をいう。）、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成
- 二 食事の提供（利用者が選定する特別な食事の提供を含む。）
- 三 入浴（一般浴槽又は特別浴槽における入浴とする。）
- 四 看護及び医学的管理の下における介護
- 五 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- 六 退所に向けた総合的支援
- 七 各種相談に対する指導及び援助
- 八 その他利用者に対する便宜の提供
- 九 栄養管理
- 十 口腔衛生の管理

（利用料及びその他の費用の額）

第11条 利用者は、やまぶきから施設サービス等の提供を受けた場合は、次に掲げる費用の額を支払うものとする。

一 介護予防短期入所

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な療養室の費用
- (4) 利用者が選定する特別な食事の費用
- (5) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が選択により負担が認められるもの

二 介護予防通所リハビリ

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 利用者の選定により通常事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) その他日常生活で通常必要となる費用のうち、当該利用者が選択により負担が認められるもの

2 前項のサービス費用の額は別紙に定めるとおり。

3 前項の費用の額を変更した場合は、変更した額について、やまぶきは利用者の同意を得なければならない。

#### 第4章 運営に関する事項

（やまぶきの利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者はやまぶきを利用するにあたり、従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 その他やまぶき利用にあたっての留意事項は、約款に定めるとおりとする。

（介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間）

第13条 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの営業日並びに営業時間は次のとおり定める。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで（祝祭日を含む）  
ただし、12月30日から1月3日までは休業
- 二 営業時間 午前8時半から午後5時半まで。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後4時まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない。

（通常の送迎及び通常の実施地域）

第 14 条 短期入所及び介護予防短期入所で行う通常の送迎実施地域は、原則として前橋市とする。

2 通所リハビリ及び介護予防通所リハビリ事業利用者の対象地域は、原則として前橋市とする。

(褥瘡の発生防止)

第 15 条 やまぶきは、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 褥瘡のリスクが高い利用者に対し、褥瘡予防のための計画を作成すること。
- 二 田中純一（看護師）を褥瘡予防担当者とする。
- 三 やまぶき褥瘡対策チームを設置し、褥瘡対策のための指針を整備すること。
- 四 従業者に対し、褥瘡対策に関する教育を行うこと。

(衛生管理)

第 16 条 やまぶきは、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 阿久沢由美子（看護師）を感染対策担当者とする。
- 二 やまぶき感染対策委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。
- 三 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（やまぶき感染対策マニュアル）を整備すること。
- 四 前号に定めるマニュアルに基づき、従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(非常災害対策)

第 17 条 やまぶきは、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。

- 2 やまぶきは非常災害に備えるため、毎年 3 月に夜間の非常災害訓練(避難訓練、消火訓練及び通報訓練を行うものをいう。以下同じ)を、昼間を想定した非常災害訓練を 9 月に実施しなければならない。
- 3 やまぶきの従業者は、常に、災害の防止と利用者の安全確保に努めなければならない。

(要望及び苦情処理)

第 18 条 やまぶきは、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、別に定める「苦情処理実施要綱」（以下「要綱」という）に基づき迅速かつ適切に対応し、その対策等を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。

- 2 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の再発防止、発生時の対策、措置及び要綱の改正については、次条 1 項「介護安全管理実施規程」で定める「やまぶきリスク管理委員会」が分掌する。
- 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、玄関およびサービスステーションに「ご意見箱」を設置するものとする。

(事故発生防止及び発生時の対応)

第 19 条 事故発生時の対応、再発防止、安全管理体制の推進策等については「介護安全管理実施規程（以下「規程」という）」に定めるものとする。

- 2 やまぶきは、利用者へ施設サービス等の提供により事故が発生した場合は、規程に基づいて、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。
- 3 死亡事故その他重大な事故が発生した場合、やまぶきは遅滞なくその概要を県および市町村に報告をしなければならない。
- 4 事故が発生したときは、管理者は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じなければならない。事故に至らないことであっても、対応を誤ると大きな事故に結びつく恐れがあると思われるものについても同様の措置をする。

- 5 やまぶきは、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 やまぶきは、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 やまぶきは、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 やまぶきは、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定めるもの等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 やまぶきは、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービスの質の評価)

第 22 条 やまぶきは、提供する施設サービス等の質の向上を図るため、「やまぶきサービス評価委員会」(以下「委員会」という)を組織し、サービス等の質の評価を受けるものとする。

- 2 委員会は、やまぶきの従業者以外の者をもって組織する。
- 3 やまぶきは、1 項委員会の評価を要約し、公表しなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、医療法人社団中嶋会の同意を得て、管理者が別に定める。

附則

この規程の

制定施行	平成 18 年 4 月 27 日		
第 1 回改訂	平成 18 年 6 月 1 日	第 2 回改訂	平成 20 年 4 月 1 日
第 3 回改訂	平成 21 年 4 月 1 日	第 4 回改訂	平成 24 年 4 月 1 日
第 5 回改訂	平成 25 年 4 月 1 日	第 6 回改訂	平成 26 年 4 月 1 日
第 7 回改訂	平成 27 年 4 月 1 日	第 8 回改訂	平成 27 年 8 月 1 日
第 9 回改訂	平成 28 年 4 月 1 日	第 10 回改訂	平成 29 年 4 月 1 日
第 11 回改訂	平成 30 年 4 月 1 日	第 12 回改訂	平成 31 年 4 月 1 日
第 13 回改訂	令和元年 6 月 1 日	第 14 回改訂	令和元年 10 月 1 日
第 15 回改訂	令和 4 年 4 月 1 日	第 16 回改訂	令和 4 年 10 月 1 日
第 17 回改訂	令和 6 年 4 月 1 日	第 18 回改訂	令和 7 年 4 月 1 日